

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第81号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(徴収金等についての書類等)</p> <p>第2条 産業廃棄物税に係る<u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）<u>第1条第1項第14号</u>に規定する<u>地方団体の徴収金</u>（以下「徴収金」という。）、<u>過料又は歳入歳出外現金等</u>についての書類、<u>帳簿又は報告書</u>その他出納に関する取扱手続で条例又はこの規則に定めのないものは、<u>会計規則</u>（平成4年岩手県規則第21号）の定めるところによる。</p> <p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 <u>岩手県県税条例施行規則</u>（昭和41年岩手県規則第12号。以下「<u>県税条例施行規則</u>」という。）<u>第3条から第4条の2まで、第6条、第7条の3</u>（第2号及び第3号を除く。）、<u>第8条、第9条、第10条から第25条まで</u>（同条の表中1の項及び2の項を除く。）、<u>第26条及び第81条</u>の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、<u>県税条例施行規則第4条の3、第27条及び第28条</u>の規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分について準用する。</p> <p>(委任外事項等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 局長は、<u>条例第5条第1項第2号</u>の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、<u>知事にその指定を求めなければならない</u>。</p> <p>(納付書等の様式)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1</u> <u>条例第3条第3号及び第4号</u></td><td><u>納付・納入（払込）書</u></td></tr><tr><td><u>2</u> [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>3</u> [略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	<u>1</u> <u>条例第3条第3号及び第4号</u>	<u>納付・納入（払込）書</u>	<u>2</u> [略]	[略]	<u>3</u> [略]	[略]	<p>(徴収金等についての書類等)</p> <p>第2条 産業廃棄物税に係る<u>岩手県県税条例</u>（令和3年岩手県条例第58号）<u>第5条第1項</u>に規定する徴収金（以下「徴収金」という。）、<u>過料又は歳入歳出外現金等</u>についての書類、<u>帳簿又は報告書</u>その他出納に関する取扱手続で条例又はこの規則に定めのないものは、<u>会計規則</u>（平成4年岩手県規則第21号）の定めるところによる。</p> <p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 <u>岩手県県税条例施行規則</u>（令和3年岩手県規則第80号。以下「<u>県税条例施行規則</u>」という。）<u>第3条から第5条まで、第9条、第12条</u>（第2号及び第3号を除く。）、<u>第13条から第34条まで</u>（<u>第21条並びに第34条第1項の表の1の項から3の項まで、9の項及び39の項並びに第3項</u>を除く。）及び<u>第35条</u>の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、<u>県税条例施行規則第6条、第36条から第38条</u>までの規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分について準用する。</p> <p>(委任外事項等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 局長は、<u>条例第5条第1項第2号</u>の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、<u>知事にその指定を求めるものとする</u>。</p> <p>(納付書等の様式)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる条例の規定による同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1</u> [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>2</u> [略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>3</u> <u>条例第7条第2項</u></td><td><u>徴収金の徴収確保に支障がないことの認定申請書</u></td></tr></tbody></table> <p><u>2</u> <u>条例第3条第3号及び第4号</u>に規定する規則で定める文書は、別に定める様式による納付・納入（払込）書とする。</p>	条 項	書 類	<u>1</u> [略]	[略]	<u>2</u> [略]	[略]	<u>3</u> <u>条例第7条第2項</u>	<u>徴収金の徴収確保に支障がないことの認定申請書</u>
条 項	書 類																
<u>1</u> <u>条例第3条第3号及び第4号</u>	<u>納付・納入（払込）書</u>																
<u>2</u> [略]	[略]																
<u>3</u> [略]	[略]																
条 項	書 類																
<u>1</u> [略]	[略]																
<u>2</u> [略]	[略]																
<u>3</u> <u>条例第7条第2項</u>	<u>徴収金の徴収確保に支障がないことの認定申請書</u>																

2 条例第4条に規定する徴税吏員証の様式は、県税条例施行規則様式第1号又は様式第2号によるものとする。

(納税管理人の承認等の通知)

第6条 局長は、条例第7条第1項の規定による申請書を受<sup>レ</sup>理した場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかつたときは、その旨を別に定める様式による納税管理人承認(不承認)通知書により当該申請者に通知しなければならぬ。

2 局長は、条例第7条第2項において準用する岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)第9条第2項の規定による申請書を受<sup>レ</sup>理した場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかつたときは、その旨を別に定める様式による徴収金の徴収確保に支障がないことの認定(認定をしないこと)の通知書により当該申請者に通知しなければならぬ。

(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定)

第8条 [略]

2 局長は、前項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定した場合においては、別に定める様式による産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書により、当該特別徴収義務者として指定した者に通知しなければならぬ。

(産業廃棄物税の証票の再交付)

第13条 [略]

2 局長は、前項の届出があつた場合において、その届出の事実<sup>に</sup>誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し、前項の証票を再交付しなければならぬ。

(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第17条 条例第23条の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)第25条第1項の規定の例により当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る条例第23条に規定する電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をしなければならぬ。

(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第18条 条例第24条第1項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第26条第1項の規定の例により当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の条例第24条第1項に規定する電

3 条例第4条に規定する徴税吏員証票の様式は、県税条例施行規則様式第1号又は様式第2号によるものとする。

(納税管理人の承認等の通知)

第6条 局長は、条例第7条第1項の規定による申請書の提出があつた場合において納税管理人の承認をしたとき、又は承認をしなかつたときは、その旨を別に定める様式による納税管理人承認(不承認)通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 局長は、条例第7条第2項の規定による申請書の提出があつた場合において徴収金の徴収の確保に支障がないことについての認定をしたとき、又は認定をしなかつたときは、その旨を別に定める様式による徴収金の徴収確保に支障がないことの認定(認定をしないこと)の通知書により当該申請者に通知するものとする。

(産業廃棄物税の特別徴収義務者の指定)

第8条 [略]

2 局長は、前項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定した場合においては、別に定める様式による産業廃棄物税の特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者として指定した者に通知するものとする。

(産業廃棄物税の証票の再交付)

第13条 [略]

2 局長は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出の事実<sup>に</sup>誤りがないと認めるときは、当該届出に係る特別徴収義務者に対し、証票を再交付するものとする。

(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第17条 条例第23条の規定に基づき産業廃棄物税関係帳簿に係る同条に規定する電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)の備付け及び保存をもつて当該産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者及び納税者は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。)第25条第1項の規定の例により当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならぬ。

(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第18条 条例第24条第1項の規定に基づき産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(以下「電子計算機出力マイクロフィルム」という。)による保存をもつて当該

<p>子計算機出力マイクロフィルム（以下「電子計算機出力マイクロフィルム」という。）による保存をしなければならない。</p> <p>2 条例第24条第2項に規定する規則で定める場合は、総務省令第26条第2項各号に掲げる場合とする。</p> <p>3 条例第24条第2項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第26条第3項の規定の例により当該承認を受けている条例第25条に規定する産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p> <p>（産業廃棄物税の更正等の通知）</p> <p>第19条 法第733条の16第4項、第733条の18第7項又は第733条の19第5項の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書により行うものとする。</p>	<p>産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第26条第1項の規定の例により当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p> <p>2 条例第24条第2項に規定する規則で定める場合は、総務省令第26条第3項に定める場合とする。</p> <p>3 条例第24条第2項の規定に基づき産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者及び納税者は、総務省令第26条第4項の規定の例により当該産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p> <p>（産業廃棄物税の更正等の通知）</p> <p>第19条 地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16第4項、第733条の18第7項又は第733条の19第5項の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書により行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。